

# 飲用井戸等の衛生対策について

「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」  
(昭和 62 年 1 月 29 日衛水第 12 号)  
最新改正令和元年 10 月 17 日生食発 1017 第 2 号

有害物質による地下水汚染の拡大や、小規模貯水槽を持つ施設の不適切な管理がみられる等、飲用水の衛生確保が危惧されているため、飲用に供する井戸等及び水道法等の規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これらの井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的に「飲用井戸等衛生対策要領」が定められています。

## 1) 対象となる主な施設

### (1) 一般飲用井戸

個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に住居するものに対して飲用水を供給する井戸等の給水施設(導管等を含む。天水を利用する施設は対象外。)

### (2) 業務用飲用井戸

官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設(導管等を含む。天水を利用する施設、旅館及び公衆浴場に設置されている施設については対象外。)

### (3) 小規模貯水槽水道

水道事業の用に供する水道または専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽を有する施設

## 2) 設置者等がしなければならないこと

### (1) 飲用井戸等の管理

- ① 飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように水が汚染されるのを防止する適切な措置を講ずること。
- ② 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造(井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等)並びに井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。また、小規模貯水槽水道にあつては、簡易専用水道の管理基準に準じて管理すること。
- ③ 飲用井戸等を新たに設置するにあたっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸については、給水開始前に水道法に準じた水質検査を実施し、これに適合していることを確認すること。

## (2) 飲用井戸等の検査

### ① 定期及び臨時の水質検査

	飲用井戸等の種類	項目	頻度
定期検査	一般飲用井戸 業務用飲用井戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOCの量)、pH値、味、臭気、色度、濁度</li> <li>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等有機溶剤やその他水質基準項目のうち、周辺の水質検査結果等から判断して必要となる項目</li> </ul>	<u>毎年1回以上</u>  <u>(一般飲用井戸のうち、設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除くが、これについても毎年1回以上行うことが望ましい)</u>
	<u>小規模貯水槽水道</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水栓における水色、臭い、味、色度、濁度、残留塩素の有無</li> </ul>	
臨時検査	一般飲用井戸 業務用飲用井戸 <u>小規模貯水槽水道</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質基準項目のうち必要な項目</li> </ul>	飲用井戸等から給水される水に異常を認めたとき

### ② 給水開始前の水質検査

必ず行う必要がある項目(38項目)	一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マグネシウム及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物(全有機炭素 TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度
水源が湖沼等、水が停滞しやすい表流水でない場合省略できる項目(カビ臭2項目)	ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール(2-MIB)
塩素消毒等により生成する項目 <sup>注1)</sup> (消毒副生成物 11項目)	塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

注 1) 当該飲用井戸周辺の地下水よりこれらの物質が検出されている場合は検査の必要あり。

### ③ 検査機関

水質検査及び簡易専用水道の管理状況検査を依頼するに当たっては厚生労働大臣登録検査機関(水道法第20条、水道法第34条)に依頼すること。当検査センターは該当していません。

### (3) 汚染が判明した場合

①設置者等は、その給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに保健所等へ連絡し、指示を受けること。

②設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、保健所等へ連絡し指示を受けること。

## 個人でできる井戸水の衛生管理

- 井戸やその周辺を月に1回程度点検し、清潔に保つ様心がけましょう。
- 1日1回は透明なコップに水を取り、色・濁り・臭い・味に異常がないことを確認しましょう。
- 井戸水に異常を認めたときは使用を停止し、最寄りの保健所あるいは当検査センターに相談して下さい。